

2008年度2月定例議会 予算特別委員会 総括質疑での日本共産党の質問と答弁大要、
他会派委員の質問項目を紹介します。

2008年度予算特別委員会 総括質疑 2008年3月14日

山内よし子（日本共産党、京都市南区）

府外の私立高校に通う生徒への授業料直接助成廃止を撤回せよ

【山内】日本共産党の山内よし子です。

最初に私学助成について伺います。本府はこれまで府外の私立高校に通う府民の子弟約1600名に対しても、府内の高校に通う生徒と同様に、年間48000円の授業料の直接助成を行ってきました。ところが今回の予算案で知事は府外の私立高校に通う生徒への助成制度を新入生から打ち切り、3年で廃止するとしています。昭和44年から39年間、教育の機会均等を目標として実施してきた事業です。なぜ府外の私学に通う生徒への助成を打ち切るのですか。保護者の声を聞いたのですか。伺います。

【知事】府外の私学に通学する高校生の学費軽減補助について、子どもは私学助成は二つの意味があると思っています。一つは、私学を通じて京都府全体の教育力を確保していくこと、もう一つは保護者に対する学費軽減によって通学の負担を減らしていくこと。この二つをどうやって両立させていくかということが私は大変大きな問題だと思っています。特に京都府においては他府県に比べて私学の果している役割が大変多い。ところが近年、少子化の進行により、就学人口の減少等による府内私学の募集定員に対する入学者数は8割程度にとどまるなど私学の経営環境が非常に厳しい状況にあるわけです。

このため子どもとしては、京都府内における健全な私学経営にむけた支援の充実、そして保護者の経済的負担を軽減していくことの両立を図るために今回の措置をとらせて頂いた。特に、今までは通学圏域である近畿各府県ともあいのりというか、相互に実施してきたこの制度ですが、約三分の二をしめる大阪と滋賀も既に制度を廃止しているので、相互支援という基本も崩れているわけです。子どもとしてはこうして捻出した財源を私学の経営基盤の強化や教育指導力の向上にむけた取組みへの支援など特色教育推進補助の充実にも充てるとともに、耐震診断調査補助などを創設しているところです。

いまご指摘がありましたように、子どもも約束をしているわけではありませんけども、今通学をされている方々に対しては、この制度はしっかりと残していくといなかで、激変緩和も考え、信頼関係の維持も努めながら、こうした形で新しい制度にふみ切らせていただいたところです。

【山内】今の答弁は全く理由になっていないと思います。府内であれ、府外であれ私学に通う子どもたちの教育の機会均等のためにこの事業を続けてきたわけです。事業仕分けの議論の中でも、「わざわざ府外の生徒にしているのか疑問」と外部委員が言っていますが、その意見に、担当者は「府外に通っている方も府民だ。税金を払っている」と答えておられるのです。まったく廃止の道理がないのです。打ち切られたらどのような影響があるのか、保護者の世帯の状況がどうなのか、当事者から話を聞くべきなのです。どうして保護者の声を聞かれないのですか。その質問に答えてください。

【知事】ですから、現在通っている方々については、この制度は保障していく。そしてこれからのあり方については、やはり府内の私立高校の入学定員の8割程度しか確保できていない状況ですので、できるだけ府内の私学に通って頂くことが京都府全体の教育力を高めていくことにつながりますので、そういった条件のもとでこの制度を運用させて頂きたいということでご理解頂きたい。

【山内】私は、府外の私学に通っている保護者の状況を聞くべきだと言っているのです。保護者の実態を無視していると思う。把握していないし、把握しようともしていない。

先週お話を伺ったAさんは、建築関係の仕事についておられますが収入が減り、朝3時半におきて朝刊の配達をし、その後本業についておられます。眠る時間を削り、命を削ってダブルワークで働いても、国保料を払うと手取りは30万円をきり、一時金もないんです。子どもさんが私学の高校に通っていますが、授業料や制服代などで年間123万円必要で、奥さんもパートを掛け持ち、こんな思いをしても親はせめて高校は出してやりたいと思っているのです。ですから48000円は本当に助かると言っておられるのです。今府外の私学に通っておられる方々は保障するけれども、今後は保障しないのでしょうか。府内(の私学の生徒)だけしか保障しないではないですか。48000円は本当に助かると言っておられるのですから、一方的な削減はやめるべきです。府民目線と言うんだったら、補助打ち切りを撤回して、予算を復活するよう強く求めるものであります。

同和奨学金 府の返済肩代わりは道理がない。

返還求める取組みをせよ。

【山内】次に、私学助成は道理もなく切り捨てながら、一方で返済の肩代わりを続ける同和奨学金について質問します。

先に行われた京都市長選挙では、京都市が行っている同和奨学金の返済肩代わりが大きな批判を呼び、選挙の大きな争点になりました。世論の広がりの中で、京都市は、今年度の返済肩代わりの執行を停止する。また、来年度の予算に事業を計上できませんでした。

ところが本府ではいまだに同和奨学金の返済を肩代わりして、来年度だけでも3億8000万、今後17年間で十数億円のお金を支出しようとしています。これは見直すべきと考えますがいかがですか。

【知事】先程とも関連してくるが、結局、信頼関係をもってしっかりと給付してきたものに対してどうかたちで対応するかということだと思っています。ですから、私どもは別に約束をしたわけではありませんが、府外に通っている方々について、現行をこれからも保障していこうじゃないか、同じようにこの高等学校の奨学金償還対策事業ですが、これは、私どもは京都市とは制度が違っており、奨学金の返還が困難な者に対して奨学金を支給する制度である京都市に対して、京都府の方は実質給付制という形になっています。府議会でも議論される中で、手続きも適法に行なわれ運用されてきているので裁判においても京都府側の主張が認められたところですが。私どもは、この制度は既に13年度末をもって新規の貸し付けを終えたわけですが、過去に貸し付けた分について、必要な償還手当、支給手当をしているものであり、仮にこの予算を計上しなければ、過去に奨学生や保護者の方々にこの制度があるので、将来の返還を心配せずに安心して勉強してほしいと説明、約束してきたにもかかわらず、そうした中で、何の落ち度もない方に急に不利益を招く、これはやっぱり行政の信頼関係というものを覆すものになるのではないかと考えており、公的約束というのは、知事が変わっても守らなければならないものではないかと考えています。

【山内】私学助成ですが、今通っている子どもたちには残すとおっしゃいましたが、新年度から削減されるのですから、それは切り捨てです。指摘しておきます。

同和奨学金の問題ですが、全員一律に返さなくてもいい、という点では、京都市の制度も京都府の制度も変わらないわけです。今、知事も言われましたが、実質給付制度だということです。この予算委員会で、「どのくらいの所得の方がどのくらいいるのか、制度運用上必要ないから、そのような集計はしていない」と「仮に所得の高い方がいたとしても、制度の元々のスタートで『返還の心配をせずに』というふうに説明をしているので、今になって返して欲しいとは言えない」と室長がお答えになっています。けれども、一体これで府民の納得が得られるのでしょうか。私は、これは京都市同様に京都府の制度は、めちゃくちゃな制度だと思っているのです。岡山県や高知県などは対象者のところを回って可能なところは返還を求めているのです。こういう努力をすべきではないですか、いかがですか。

【知事】今申し上げたように、京都市とは要綱上の制度が異なっております。そのために、地裁の段階ですが、京都市と京都府との裁判結果は異なった形になったわけです。まさに、私たちは公的な約束関係、信頼関係というものをどういうふうに保っていくのかということも考えていかなければならない問題だと思います。それはいろんなバランスの上に成り立っている話ですから、先程の私学助成の話にしても、京都府内の私学の経営力、そして定員割れの状況を放っておいてどうするんだろうかという問題も含めて、私たちはト

一タルに京都府全体としての信用の問題を考えて行動していかなければならないと思っています。

【山内】私は、やっぱり、どんなに所得が高くても、京都府が奨学金の返済を肩代わりするということについては、府民は納得しないと思うんです。8000万の私学助成を打ち切りながら、同和奨学金だけは聖域扱いにする、こんなやり方は通用しないと思います。私たちは、同和奨学金の返済肩代わりはやめるべきだということを求めて次の質問に移ります。

府の職場で不安定雇用・ワーキングプアが増えている！

現場を無視した職員1500人削減計画の押しつけをやめよ

【山内】次に雇用の問題について伺います。

知事は本会議でわが党の前座議員の質問に対して「正規雇用の大切さがしっかりと認識されるよう訴えたい」と答弁されました。しかし一方で、知事の足元で不安定雇用でワーキングプアの方が増えています。

知事部局の職員はこの5年間で526名へらされ、逆に週30時間の非常勤嘱託が392人と86名も増え、また臨時職員も353名にのぼっています。DVの相談、支援に大きな役割を果たしている配偶者暴力支援センターの婦人相談員も非常勤嘱託で、収入は月に13万円から14万円で一時金はゼロ、研修も手弁当で参加しておられる実態が予算委員会の審査で明らかになりました。こうした状況を知事はどのようにお考えなのか。

また派遣労働の実態についてですが、例えば、本府で会計課の伝票審査業務や障害者支援室で障害者手帳の入力などの業務を派遣労働者が行っています。常用雇用の代替に派遣労働者を使用してはならないという、労働者派遣法の主旨に反すると思いますがいかがですか。

【知事】私は、「安心して学業を続けてください、そのためにはきちっと京都府が授業料については返済せずにけこうです」という形でお示ししたものを、その後少しお金が貯まったら全部返せというような形は行政としてどうなのかということを申し上げているわけであり、ご理解頂きたいと思っています。

派遣労働者等の問題については、今問題なのは、急速に増えているとか、派遣労働が今2.6倍になった。こういう全体の構造の中で特に若年者17%から30%になっているということが問題だと思っているのですが、ただ、もちろん京都府においても、これは施設管理とか試験検査、こういったものについて民間がもつ専門的知識や技術を活用する方がより効果的なものについては、外部委託を推進していますし、消費生活相談や、児童虐待対応等、専門的知識や経験が必要な業務についてはOB職員をはじめとした非常勤嘱託職員をお願いしているところです。そして臨時業務の対応や休務職員の代替として臨時職員を配置しているところであり、その給与水準についても一般的な正規の府の職員との関係でほしい全国的に決まってくるものをそのまま使っている。それから、今年度から、会計伝票の一次審査、障害者手帳電算入力などの業務について、派遣契約を結び業務を実施していますが、その効果等については今検証をおこなっていますが、この会計課の業務は新しい財務システムを導入するにあたり、このシステムを活用した審査業務の効率化を図るために、派遣職員による処理がなじむ一部業務について人材派遣を活用することにしました。派遣職員の処理する業務はシステムの開発が進みますと機械処理にゆだねることが可能なものが中心となっており、一方、府の職員は法令との整合や支払いの妥当性等適切な予算執行を確保するうえで重要な審査指導に専念しており、派遣職員の行う職務とはおのずと異なるもので、正規職員を代替するものではなく、労働者派遣法の主旨に反するものではないと思います。今後とも十分法律の主旨をふまえながら限られた人的資源を最大限に活かして、府民のみなさまにより質の高いサービスを還元することで府民満足の向上につながる府政の推進にとりくんでいきたいと考えています。

【山内】先ほど紹介した婦人相談員ですが、毎年契約更新をしてもう10年間も本府の第一線で働いておられます。賃上げはその間一円もなく、交通費も実費が支給されていません。こうした状況を放置してよいのかと思いますし、先日、労働組合宛にFAXがきたそうですが、「母一人子一人の生活で、私が病気になってしまえばたちまち幼い子どもを路頭に迷わすことになります。いつも子どもには我慢させてばかりです」。これが府庁の職場で働く職員からの叫びなんですね。そういう点では本当に、財政が厳しいと言われましたが、こういう時だからこそ福祉や教育に力をいれるべきだと思いますし、ワーキングプアの状態は改善をしていく必要があると思いますがいかがですか。

【知事】府庁に働く非常勤職員の処遇については、これまでから労働基準法にのっとり、民間や他府県の状況等もふまえながら給与、休暇等の制度改善に努めているところです。給与については、非常勤嘱託は一般職員の給与改定と連動しており、20年4月からは週28時間勤務の一般職員の方で月1400円のアップというかたちになります。臨時職員については、昨年4月から通勤実費が日額700円を超える方には、その額に応じて最大400円までの基本給与日額に加算する措置を講じていますが、さらに20年4月からは実質的な継続雇用が2年目以降になる職員に対し、基本給与日額の100円加算制度を導入する予定にしています。休暇制度についても、平成17年1月から、夏期休暇や忌引き休暇を有給休暇として制度化するなど充実をはかっており、今後とも勤務条件の改善にむけて常に研究検討をすすめていきたいと考えています。

【山内】少しずつ改善をされているということですが、どんどん不安定雇用が増えている中で、不安定雇用の労働条件は改善しながら、ただ、どうしてこんなに府庁で働いている人たちの労働条件が不安定なのか、非常勤の嘱託が増えて、臨時職員が増えているのか。また委託派遣がたくさん入ってきているのか。これはやはり5年間で職員を1500人減らすとした給与費プログラムを現場に押し付けていることが原因だと思っています。

安定した府民サービスを確保するためにも現場の実態を無視した職員の削減計画の押し付けをやめるべきです。このことを求めて終わります。

光永敦彦（日本共産党、京都市左京区）

後期高齢者医療制度について

【光永】後期高齢者医療制度について伺います。今年4月からの実施を目前にして、今、全国的にその内容が明らかになるにつれて怒りの声が広がっています。

私は先日、京都府後期高齢者医療広域連合議会を傍聴しましたが、「74歳と75歳と、一体どこが違うのか」という意見や、「姥捨て山になる」など、厳しい声が出されていました。ここには、私は理由があると思う。まさに今回の制度が医療に差別を持ち込むものだからだと思うのです。

先日診療報酬が示されましたが、私、病院に勤めていたものですからこれを見まして本当にあきれました。中身をみますと、75歳以上の高齢者は、診療や検査の上限を決め、受診できる医療機関も制限するなど、いわゆる「まるめ方式」が持ち込まれました。さらに、退院が難しい患者さんに限り、退院計画を作り、退院させたら報酬が出るという仕組み、更に、究極は回復が見込めないと判断された患者さんについて、終末期の治療計画をたてた場合に診療報酬が出るという、こんなひどい仕組みが今、出されているのです。

私は、これまで長年社会を支えてこられた方が高齢におなりになって、体の具合が悪いところが出てきた時に安心して医療にかかれるようになるのは政治の責任、社会の責任だと考えています。ところが今回、75歳になったとたん、「もう積極的な治療をあなたには行いませんよ」と最後通知をするような、こんな差別の仕組みになっていると私は考えますが、知事はこの制度が差別医療になるとお考えになりませんか。まずお答え下さい。

【知事】私もこの制度が、全て正しい制度だとは思っていない。ですから、後期高齢者医療制度の創設によってまず、高齢者の負担が過度にならないように従来から国に対し提案と要望をしてきましたし、知事会においても、この制度がそういった負担をもたらさないようにとの提案をしてきた。その結果、所得に応じた保険料の軽減、被用者保険の被扶養者に対する経過措置、年金天引きの額が過大とならないような取り扱い、地域の医療の実情に応じた不均一保険料の設定等が制度化されたけれど、私どもは其中で更に、特に被用者保険の被扶養者からの保険料の問題を知事会を通じ提起してきて、これも一年間凍結、軽減をすることになった。私どもとしては、こうした暫定的、経過的な措置のみだけでなく本当に高齢者の生活実態を踏まえた制度となるように引き続き提案、要請をしていくというのが私どもの基本的な考え方です。

今回示されました新たな診療報酬体系については、国の説明では、治療の長期化、複数疾患の罹患といった後期高齢者の心身の特性に応じた医療を提供する観点を重視し、新設されたものであるという形で、フリーアクセスを制限する仕組みではないのだからと言う形で説明をされている。

京都府としては4月から開始される新しい制度ですので、この中央社会保険医療協議会の答申でも高齢者の心身の特性に応じた医療提供に資するものになっているかという観点から実施後の状況について検証を行うことが附帯意見で出されている訳であり、関係者のご意見をお聞きする中で状況を十分に見極めるとも

に、高齢者の方が真に必要な医療が受けられるよう、引き続き国に提案・要請をしたいと考えている。

【光永】生活実態を踏まえた制度になるようというご答弁だと思うが、そもそも厚生労働省が高齢者の生活実態を踏まえていないということが全国的にも意見として出ているのです。だから国民が今、怒っているのです。国民が願っているのは、制度の改善ではないのです。制度の中止と撤回なんですよ。

国会では、私ども日本共産党も、民主党も、そして社民党・国民新党、野党4党が廃止法案を提案しています。さらに、岐阜県大垣市では自民党から制度の凍結を求める意見書が提案されまして、公明党以外の全体の賛成で可決するということが起こっている。京都府内でも15の自治体で、反対、中止・撤回を含め意見が上がっているのですよ。知事はいつも、「府民目線」だ、「府民発」だと言われるが、これが国民の声なんです。だったらこの声に応じて、国に対して今、この時期にこそ、この制度の中止、撤回を求めるべきではありませんか。お答え下さい。

【知事】私たちには2つの立場がある。一つは法律に則って業務を執行しなければならない立場と、もう一つは、おっしゃったように、国に対し意見を言っていかなければならない立場。その中で、後期高齢者医療制度についても提案・要望をしてきているので、これからもその実施状況を見極めながら、しっかりと提案・要望していきたいと考えている。

【光永】提案・要望をするのはあたり前。しかし、実施の直前で、国会でも先程言った状況もある。そして国民的にもこれは実施しないで欲しいというのが、大勢なんです。だから、この国民、ましてや、府民の声に答えるのが知事の役割なんです。その声に応じて中止・撤回を国に求めて頂きたい。

知事、ご存知でしょうか。この間、高齢者のみなさんに後期高齢者医療保険証が送付されてきている。見られたでしょうか。見られますと、その裏に、75歳以上の方、1年間以上保険料を滞納したらこれは返納して頂きますと、送ったその場で書かれているのですよ。一番最初に述べたように、今回診療報酬が示されて、中身も差別です。同時にこれまで保険証取り上げという制度がなかったのに、今度は75歳で一律に切って、保険証の取り上げまで通告するという制度ですから、やっぱりこれは、府民の声に応じて中止・撤回を今求めるべきだと、このことを強く訴えて次の質問に移ります。

療養ベッドの廃止・削減について

【光永】次に療養ベッドの廃止・削減について伺います。

資料を準備してきました。ご覧いただきたい。これは、今年1月から2月にかけて、療養ベッドの今後の数字を考える上で、それぞれの医療機関等から意見交換をした際に、京都府が昨年12月27日に国と協議した内容を京都府の責任でまとめたものです。こちらが現物です。これは、「厚生労働省が説明したものを京都府がまとめた資料」と書かれています。

私は中身が問題だと思います。ここに書いてあるが「療養病床の目標を考えるときは実態から出すのではない。計算式によって出さない」と言っている訳です。また、「医療・療養の診療報酬は今後上昇させない」と言っている。これもおかしいですね。診療報酬は2年ごとに改正されることが決まっているのに、今の時点で、診療報酬は上昇させないという権限が一体どこにあるのかと私は思いますが、こういうことが言われています。さらに、「助成金を希望しても対応できない」ということを「医療機関によく説明しておくように」と、これ、京都府がまとめたものなんです。

私、伺いますが、この文書はまさに、削減は国の言う通りにしなさい、転換・削減しなければあとには知りませんよと言うことを述べているものだと思いますし、とんでもない中身ですね。

ですから、一つには、こんな中身を言うことを黙ってはいけな、やはり国に抗議して発言の撤回を求めるべきだということ。もう一つは、ましてや知事はこれまで、医療難民、介護難民を出さないと言ってこられたのです。ところが、国の悪い言い分そのままに京都府が文書にして懇談の時に配る、結局、国と一緒にあってこういう悪い発言を徹底しようということになっているのではありませんか。お答え下さい。

【知事】配られた文書を見て頂ければわかるが、厚生労働省の考え方としており、私たち地方公共団体として勿論意見を言っていかなければならないが、同時に、国の考え方を正確に伝えなければならないことも事実です。私どもがそれを歪める訳にはいかなないので、わざわざこういう文書にして配布をさせて頂いた。京都府としては、国の示す一律・機械的な病床削減でなく、府内の実状を踏まえて必要な療養病床の維持を図ると

ともに、老人保健施設をはじめとする転換見通しの全体像を明らかにして、何よりも府民の医療・介護サービスの道筋を示すことが必要との立場から「京都府地域ケア確保推進指針」の最終案をとりまとめたところであり、今後とも市町村、関係団体と連携共同し必要な医療・介護サービスの確保に全力をあげるとともに、国に対して患者や家族の不安を解消し安定的で持続可能な医療制度の構築をめざす観点から、サービス利用者の受け皿確保や十分な財政支援など必要な措置を講じるよう求めていきたいと考えています。

【光永】 今のような言い訳は、御免被りたいと思うのですよ。国が権限もないのに、今後診療報酬の見直しだって決まっているのですよ。だけれども、今の時点で今後診療報酬を上げないなんて権限はどこにもないのですよ。これ、制度論から言っても知事、そんなこと、わかるでしょ。わかるのに、そんなことを言ったとそれを文書にまでして徹底する。いつから京都府が国の下請機関になったのかと思いますよ。

問題は、こんな文書を配ったから現場でどんなふうを受け取っているのか、知事、絶対知っておいて欲しい。私この間、京都府が面談された医療機関などからいくつかお話を聞いた。こんな風に言われていた。

「患者さんのため、今後の施設のあり方を真剣に考え、ぎりぎりですががんばっている時に、その思いを国も京都府も一体わかっているのか」と言われていました。また、「そもそも、何の権限で言っているのか。これは脅しではないか」、こういう声も上がっているのです。

この文書が現場のぎりぎりの努力や、そこでがんばるみなさんの思いを踏みにじることになっているのです。国と一緒に廃止や削減を押しつける、その知事の態度こそ改めるべきだと言うことを厳しく指摘し次の質問に移る。

難病患者療養見舞金と小児慢性疾患患者療養見舞金削減について

【光永】 質問の最後になるが、難病患者療養見舞金と小児慢性特定疾患患者療養見舞金について伺う。この制度は、難病の在宅患者さん約 13000 人に毎年 1 万円、小児慢性特定疾患の患者さん 2200 人に年間 6500 円を見舞金として支給してきたもので、これは本当に大切な制度となってきました。

予算特別委員会で私は質問しましたが、これに対し保健福祉部は、「この制度は患者さんの精神的な負担に応えるために実施してきました。」と言われました。この「精神的な負担に応える」という答弁は非常に大事だと私は思うのです。ところが、予算審議でそう言うおきながら、一方で予算の中身では、事業を廃止する。廃止提案の理由、まずお答え頂けるでしょうか。

【知事】 先程申したが、私は押しつける気はなく、逆に国とは違う方針で今回の指針を作っているということをはっきりこの場で述べさせて頂きたい。(注・療養病床削減問題のこと)

難病及び小児慢性特定疾患患者に対する見舞金ですが、これは従来から難病患者等に対する取り組みとして、医療費助成に加えまして、難病相談支援センターや保健所における専門相談、保健婦の家庭訪問による療養指導を実施してきた。

こうした中で、患者や家族の方々からも、また、専門医からも意見を伺ってきたが、病変時に専門医や熟知したスタッフのいる医療機関の必要性や、小児から高齢者にいたるまでの多角的な相談窓口、同じ疾患を持つ子の保護者間の交流や相談の場の設置等について要望をいただいている所です。

私どもとしては、こうした、よりさし迫った要望を踏まえ、在宅療養支援を一層きめ細かく展開をしていきたいと考えており、府内 13 か所の難病協病院において、病状悪化時や介護者が不在になる場合などに円滑に入院できる受け入れ体制を確保し、安心して在宅療養ができる環境の整備を進めることとしています。

更に、療養生活用機器の貸し出しや、日常生活用具や医療用具の購入助成なども今回盛り込んでいますし、保護者同士の交流相談体制の充実も取り組むこととしており、こうした観点から、今回施策の転換を行った。

【光永】 さし迫ったものに事業を切り替えたとおっしゃったが、今回新規事業として提案されている事業は、私は必要だと思うのです。けれど、これまであった見舞金を廃止して集約して実施する性格のものではないです。新しい事業はやったら良い。けれどこれまでの療養見舞金も続けたら良いのですよ。

私は、伺いたいのですが、先程、知事の答弁で専門の医師から色々意見を聞いていったと言われたが、専門の医師から意見を聞いたというのは、おそらく予算審議の中で部長からも答弁があったように、難病医療協議会のことだと思うのですね。ただ、この難病医療協議会というのは、議事録を調べますと、平成 18 年度も 19 年度もこの問題では、この対策協議会が開かれていませんよ。開かれた平成 16 年・17 年は一回づつなんです。その一回きりの開かれたところで、今回の新しい事業については話しがあったが、療養見舞金

の廃止について、意見は一度もないですよ。この4年間、一度もその事について出ていないということじゃないですか。

しかも、廃止の決定の経過を、私、たどりましたよ。すると、昨年7月頃に行った外部委員による事業仕分け。ここで、20～30分の議論で継続するかどうか検討せよと言う意見が出されて、それで今回廃止提案になったのですよ。

難病患者さんの全国組織の、京都難病連がおられますね。その方々と一度もお会いになっていませんよ。会ったのは2月の当初に廃止決定をしてから、会って、廃止しますということを最後に通告しただけじゃないですか。

知事は、「府民目線」と良く言われますけれどね、この述べた一連の経過の中のどこに府民目線があるのですか。当事者の声、何故聞かなかったのですか。再度お答え下さい。

【知事】先程もお話したように、難病の医療連絡協議会等でもご意見を伺ってきたところであり、ご指摘のあった府民サービス等の改革検討委員会からもそうした指摘を受けているところです。

もちろん、各府県の実況も踏まえた中で、見舞金ということから、さし迫った、具体的な施策への転換ということが、やはりこれからの本当に困っている人たちに対してしっかりと施策を講じる観点ということで、今回、こういった意見を踏まえながら今回施策の転換を行ったところです。

【光永】結局は、当事者から意見を聞いたのかと私質問しても、それには、まったく答えられないんですよ。やっぱり会ってないからなんですね。一連の経過を見ても、当事者、一番困っておられる難病の方の気持ちや、思いや実態は、この一連の経過の中ですっぱり抜け落ちているのですよ。やっぱり、意見を聞かずに頭ごなしに廃止するというのは、やり方も中身も私は大問題だと、改めて厳しく指摘しておきたいと思います。

そこで、もう一度伺うが、この事業がやられてきた中で、今回廃止提案を受けて、これまで受けてこられた難病の方々がどのような言っておられているのか、このことを肝に銘じて欲しいのですよ。

私、この間、難病団体の方々とお話ししました。少し述べますね。

「特定疾患医療受給者証の更新に1万円近く毎年いる。そのためにと思って受け取っていたのに、なくなる」と絶句された方がおられるのですよ。また、「府南部から府立医科大学附属病院まで通院し、毎月治療費だけで1万円近くかかる。負担が増え続ける中、またかと思う。その精神的ダメージが大きい」のだと言われているのです。さらに、「これまで、年1万円とは言え、私たち難病患者の気持ちを京都府が受け止めて頂いていると思っていた。その思いまで断ち切られたようだ。」知事、そのように言っておられるのですよ。この悲痛な声、知事はしっかりと受け止めて頂きたいと思うのです。

そこで、私はそういう声に応えるというのであれば、廃止の撤回と予算の復活を求めるものですが、知事お答え下さい。

【知事】私はこれからも、まさに、そういった具体的な要望をお聞きする中で、施策として行うべきであると思っており、見舞金事業という曖昧な形でやっていくことが本当に良いのかどうかと思っている。そうした中で、サービスの改革検討委員会の方からもやはり明確化をすべきだというご意見をいただいているし、各府県の実況を見ても、明確化をしていくなかで、これからも私は努力をしていきたいと思う。

患者さん等の意見については具体的な場にあたっている保健福祉部長からお答えします。

【保険福祉部長】難病患者さんからのご意見を聞くということは、私ども平素の保健所活動、或いは、難病相談・支援センターの活動を通じてご意見を聞いているところです。

【光永】一般施策の話をしてしているのではない。この見舞金の廃止については聞いていないからです。まして知事、先程、「曖昧な施策」と言われました。受けておられる当事者からの意見も聞かず「曖昧」だなんて、そんな失礼なことがありますか。その発言撤回してください。再度答弁して下さいよ。

【知事】今まで申し上げてきたように、現場における声や難病医療連絡協議会等におきまして専門医からの意見も伺ってきて、今回の施策を行なってきたものです。

【光永】結局知事、よくわかりましたよ。「府民目線」、「府民目線」と言われますけれどね、実際に一番お困りの方の府民目線ではないということが、今のお話しで良くわかりましたよ。

今日、お昼、難病患者さんらが京都府下一円から集まって、各党派も回られたし、保健福祉部にもいかれましたでしょ。重い体や、痛い体、しんどい体をおして、しかも、雨の中、京都府庁までやってこられて、

「この施策はどうしてもやめないでほしい」と言われているのですよ。

先程知事は新しい施策で具体的に応えと言われたが、これは当然です、やって頂きたいと思います。しかし、患者さんの声も聞かずに、バッサリ頭ごなしに廃止する、このやり方と知事の姿勢こそ問題だと、このことを私は厳しく指摘し、私の質問を終わります。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■小巻實司（自民党、京都下京区）

雇用情勢について
青少年の元気な活動の支援について
開放型スポーツクラブについて
府立体育館の新たな運営について
中京警察署設置後の七条警察署跡地の活用利用について
スクールサポーター制度について

■巽昭（自民党、京丹後市）

道路特定財源について
「ふるさと納税」制度について
「北部産業活性化拠点・京丹後」の整備について
「丹後あじわいの郷」について
入札制度改革について

■荒巻隆三（自民党、京都市東山区）

京都文化について
駐車禁止除外標章について
安心・安全なまちづくりについて
家庭支援総合センター（仮称）について

■中島則明（民主党、舞鶴市）

職員の健康管理と人材育成について
地域医療対策について

■武田祥夫（民主党、京都市北区）

中心市街地活性化と地域商業の振興について
ワークライフバランス社会の実現について
京都農業の持続的発展について

■山口 勝（公明党、京都市伏見区）

地球温暖化防止対策について
高齢者の住宅整備及び府営住宅施策の充実について
（株）けいはんな問題について

■佐々木幹夫（創生、綾部市）

住民基本台帳ネットワークシステムについて
農産物知的財産権の確立について